

社会福祉法人長崎慈光園役員等報酬に関する規則

社会福祉法人 長崎慈光園

社会福祉法人長崎慈光園役員等報酬に関する規則

目次

第1条（目的及び意義）

第2条（報酬等の額）

第3条（改廃）

附則

（目的及び意義）

第1条 この規則は、社会福祉法人長崎慈光園（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の額）

第2条 法人の常勤役員等の報酬額は、別表第1のとおりとする。

2 評議員、非常勤役員及び委員の報酬額は、別表第2のとおりとする。

3 常勤役員等の退職手当は、別表第3のとおりとする。

4 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（改廃）

第3条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 理事長報酬および役員等費用弁償規程（平成18年10月）、この規則の施行に伴い廃止する。

3 この規則は、令和3年3月22日から施行する。

4 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

5 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬（常勤役員）

常勤役員の報酬総額 (理事長)	年当り報酬総額	9,360千円以内とする。
	月当り報酬額	600千円以内とする。
	役員報酬	6月支給額 報酬月額 \times 160/100 12月支給額 報酬月額 \times 200/100
	報酬月額の適用は、常勤役員報酬月額表により行う。	

※報酬改定の標準期間は原則として2年とし、隔年4月1日をもって行うものとする。

常勤役員報酬月額表

(単位:千円)

就任期間	報酬月額	就任期間	報酬月額	就任期間	報酬月額
1～2年	380	9～10年	460	17～18年	540
3～4年	400	11～12年	480	19～20年	560
5～6年	420	13～14年	500	21～22年	580
7～8年	440	15～16年	520	23～24年	600

別表第2 評議員・非常勤役員・委員の報酬基準

評議員会出席又は書面表決等	必要の都度、報酬として一人一日につき一律6千円
理事会出席又は書面表決等	必要の都度、報酬として一人一日につき一律6千円 (下欄の監事監査を除く。)
監事監査	監査1日につき、一人一律12千円
評議員選任解任委員会、運営協議会出席又は書面表決等	必要の都度、報酬として一人一日につき一律6千円

別表第3 常勤役員退職手当及び賞与手当の額

退職手当額	計算基礎額 \times 在任期間に相当する支給乗率
計算基礎額	辞職時の報酬月額とする。 ただし、報酬月額が360千円を超える場合は、360千円とする。
支給乗率	下表の支給乗率表による。 なお、支給乗率は、社会福祉施設職員等退職手当共済法の定める支給乗率（普通退職）による。

支給乗率表

在任期間	支給乗率	在任期間	支給乗率	在任期間	支給乗率
1年	0. 5 2 2 0	5年	2. 6 1 0 0	9年	4. 6 9 8 0
2年	1. 0 4 4 0	6年	3. 1 3 2 0	10年	5. 2 2 0 0
3年	1. 5 6 6 0	7年	3. 6 5 4 0	11年	7. 7 2 5 6
4年	2. 0 8 8 0	8年	4. 1 7 6 0	12年	8. 4 9 1 2